



高齢者を守る

お助け

其の4

かわらばん

架空請求に注意!

ハガキ、封書、電子メールを送り、注文していない商品の代金を請求したり、架空の利用料等の支払いを迫ります。また、「裁判に訴える」などと不安をあおり、連絡を取らせようとします。

パニック

身に覚えはないけど…

期日までに連絡しないと法的手段に訴えるって!!

スマホにメールが届いた

ん? 利用料の請求…?

えっ!?

不安だから電話してみようかな…

STOP! 1

差出人: ○▲◆●△◆
宛先: ○◇●◆○◇●◆

利用料の請求について

2015年○月○日

滞納している有料サイトの利用料をお支払ください。

STOP! 2

連絡しなくてよかった…

ホッ

RRRRR RRRRR

STOP! 1

STOP! 2

ハガキや封書以外にも電子メールを使った架空請求が増えています!!

連絡をすると相手に電話番号などの個人情報を伝えることとなります!!

支払い義務があるか判断できない場合や心配な時は

消費生活相談窓口にご相談しましょう!

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください

いやや 消費者ホットライン

TEL188

お近くの相談窓口につながります!

契約、悪質商法、製品・食品サービスによる事故等の御相談は(局番なし188番)にお電話ください。

悪質商法通報サイト (埼玉県消費生活課)

悪質事業者の情報(悪質商法の手口、事業者の名称や所在地など)をお寄せください。いただいた情報は、事業者の調査に活用します。

パソコン、スマホから **埼玉県 悪質商法通報サイト** で **検索**

←トラブル解決が必要な方や相談は(消費者ホットライン)へ。